

令和 6 年度
(仮称) こまつ地域創造塾運営業務
公募型プロポーザル実施要領

令和 6 年 4 月

小松商工会議所

1. 業務概要

1.1 業務名

令和 6年度（仮称）こまつ地域創造塾運営業務（以下「本業務」という）

1.2 趣旨

本要領は、「令和 6年度（仮称）こまつ地域創造塾運営業務」を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により複数の事業者の提案を比較検討することで、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される受託業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1.3 業務内容

別紙「令和 6年度（仮称）こまつ地域創造塾運営業務」のとおり

1.4 契約期間

契約締結日から令和 7年 2 月 28 日（金）まで

1.5 提案上限額

下記金額を超える場合は、失格とするので留意すること。なお、消費税率は現行の 10%とし、消費税の改正を勧案する必要はない。

金2,400,000 円（消費税および地方消費税相当額を含む）

1.6 支払方法

委託料の支払いは、小松商工会議所が受託事業者から業務完了報告書を受け、完了確認のための検査に合格した後、受託事業者から業務委託料の適正な請求書を受けた日から 30 日以内に支払うものとする。

また、複数事業者による共同提案の場合も、小松商工会議所が委託契約を締結した代表者に直接支払うこととし、そのほかの参加者との契約及び支払いは行わない。

1.7 契約方法

優先交渉権を決定後、提案内容に基づき協議を行い両者協議が整った場合、公募型プロポーザル方式による随意契約を行う。提案金額に基づき再度費用見積書を提出の上、契約金額を決定する。

ただし、契約締結後、本提案における失格事項、不正又は虚偽記載と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

2. プロポーザルに関する事項

2.1 実施形式

公募型プロポーザルにより行う。

2.2 受託候補者特定までの流れ

本プロポーザル（以下特記しない限り「本件」という。）は、当該事業の履行の手段や実施体制等を総合して最も優れた能力のある候補者を特定するための手続きであり、当該事業の受託希望者を公募により募集し、参加資格、企画及び実施体制等について、本件実施のため予め定めた審査項目、評価基準、選定方法に基づき審査し、受託候補者を1者特定する。

なお、本件の実施に関する事務は、下記 2.4. (1)の担当部署が行う。

2.3 参加資格

本件に参加する提案者は、参加表明書（様式第1号）の提出日現在において、次の要件をすべて満たすこと。

なお、申込みにおいて提出された書類の記載事項に虚偽があった場合は、直ちに参加資格を失うものとする。

- (1) 法人格を有し、本委託業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力、体制を有していること。
- (2) 統括責任者には、本業務に精通し十分な経験と知識を有し、官民間問わず本業務と同規模のプロジェクトの受託事業の実務経験が5年以上ある者を配置すること。
- (3) 企画プロデューサーには、地域プロモーションの枠にとらわれない多様なプロモーションをプロデュースした実務経験を5年以上有する者を配置すること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- (5) 相互に資本関係又は人的関係にある者が本件に参加していないこと。
- (6) 市税、消費税又は地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 次のいずれかの申立て又は決定を受けていないこと。
 - (ア) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は決定
 - (イ) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は決定
 - (ウ) 破産法に基づく破産手続開始の申立て
- (8) 本件参加資格審査の実施日において、小松市の競争入札参加停止措置を受けていないこと。
- (9) 小松市暴力団排除条例（平成24年小松市条例第11号）第2条に規定する暴力団及び同条例第6号に該当する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、並びに法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、法人に対し

その者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者でないこと。

(10) 前号に規定する者と密接な関係を有する者でないこと。

(11) 前 2 号に掲げるもののほか公共の安全及び福祉を害するおそれのある団体又は当該団体に属する者でないこと。

※上記参加資格を満たす 1 事業者を代表（代表事業者）とする複数事業者による提案も可能とするが、その場合は全事業者が上記(2)、(3)を除くすべての参加資格を満たさなければならない。

また、小松商工会議所は代表者とのみ委託契約を締結するため、そのほかの参加者については代表者との委託契約（小松商工会議所との関係において再委託に該当）により業務を行うこと。その場合においては、本業務全体の進行管理及び取りまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

2.4 募集方法

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒923-8566 石川県小松市園町二1番地

小松商工会議所中小企業相談所経営支援課（担当：坪田）

電話 0761-21-3121 FAX 0761-21-3120

メール keieishien@komatsu-cci.com

(2) 参加表明・実施要領等の配布及びダウンロード

本業務に参加する意思のある者（以下「事業者」という。）は、下記のとおり必要書類を提出すること。

ア 受付期間 令和6年4月19日（金）から令和6年4月30日（火）午後5時まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

イ 実施要領等の配布場所

小松商工会議所ホームページ内

「令和6年度（仮称）こまつ地域創造塾運営業務」

(https://komatsu-cci.or.jp/post_seminar/12133)

- ウ 必要書類
- ①参加表明書（様式第1号） 1部
 - ②法人等の概要が分かる資料（パンフレット等） 1部
 - ③市税・消費税又は地方消費税に滞納がないことを証する書類 1部
 - ④統括責任予定者の経歴書（様式第2号） 1部
 - ⑤企画プロデューサーの経歴書（様式第3号） 1部

- エ 提出先 上記(1)の担当部署と同じ。
オ 提出方法 持参、メール又は郵送（受付期間内必着）

(3) 参加資格有無の確認及び通知

実施要領に基づき事業者の参加資格を確認し、参加表明のあった全ての事業者に対して、令和6年5月7日（火）午後5時までに参加資格確認結果通知書により通知するとともに、メールにて連絡を行うものとする。

なお、参加資格要件を満たさないと判断された事業者は、その理由について令和6年5月9日（木）までに書面（任意様式）を持参、郵送、FAX 又はメールにより提出し、説明を求めることができる。

また、募集を行った結果、参加表明を行った者が1者であった場合は、本件手続きを中止する場合があるものとする。

2.5 質問書の提出および回答

(1) 参加資格に関する質問

- ア 受付期限 令和6年4月19日（金）から令和6年4月26日（金）午後5時まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- イ 質問方法 質疑のある事業者は、参加資格に関する質問書（様式第4-1号）を作成し、上記2.4.(1)の担当部署に提出すること（メール又はFAX可、ただし受信確認の電話を必ず行うこと）。
- ウ 回答日時 質問があった場合にその都度回答を行う。
- エ 回答方法 上記2.4.(2)イに記載の小松商工会議所ホームページに掲載し、個別回答は行わない。

(2) 企画提案に関する質問

- ア 受付期間 令和6年4月19日（金）から令和6年5月8日（水）午後5時まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- イ 提出書類 企画提案に関する質問書（様式第4-2号）
- ウ 提出方法 上記2.4.(1)の担当部署にメールにて送付すること。また送信時には受信確認を電話連絡すること。
- エ 回答日 質問があった場合にその都度回答を行う。
- オ 回答方法 上記2.4.(2)イに記載の小松商工会議所ホームページに掲載し、個別回答は行わない。

2.6 企画提案書等の提出

上記2.4.(3)による参加資格有無の確認の結果、参加資格要件を満たすとされた事業者は、下記のとおり必要書類を提出すること。

- (1)提出期限 令和6年5月15日（水）午後5時（必着）

(2)提出書類

下記ア～オの書類一式を、正本 1 部、副本 9 部（複写可）および電子媒体（CD-ROM ※データは PDF とする）で提出すること。なお、紙媒体で提出する場合は、次のア～オの提出書類はファイル綴りにせず、クリップ等で止めて提出すること。

ア 企画提案書（表紙）（様式第 5 号）

イ 会社概要（任意様式）

ウ 企画提案書（任意様式）

※企画提案書は、「2.7 企画提案書等の作成」に記載のとおり作成すること。

エ 同種・類似の受託実績（任意様式）

※官民を問わず、これまで実施した代表的な事業が分かる資料を提出すること。

また、過去 2 年以内に国又は自治体から受注した代表的な事業があれば、合わせて提出すること。

オ 参考見積書（様式第 6 号）および費用見積明細書（参考資料あり）

※参考見積書には、代表印を押印すること。

※費用積算については、企画運営費・講師謝金交通、会場費(@14回)・広報費にて算出

(3)提出方法 上記 2.4.(1)の担当部署に持参又は郵送（受付期間内必着）

2.7 企画提案書等の作成

企画提案書は、仕様書の内容を踏まえ、記載事項に従い作成すること。

(1)企画提案書等の記載上の留意事項

ア 要点を抑えて分かりやすく的確に記載すること。

イ 様式は原則としてA4 横版の形式とし、任意書式にて作成すること。カラー、白黒印刷は問わない。

ウ 上記 1.3 の業務内容を達成するために必要な業務推進方法や配慮すべき事項等について明記すること。

エ 記載が 2 ページ以上の場合は、両面印刷とすること。

オ A3 判を使用する場合は片面印刷とし、A4 版に折り込むこと。A3 版は 2 ページ換算とする。

カ 企画提案書の本文は、50 ページ以内（表紙、裏表紙、目次等は除く。）にまとめ、各ページには、一連のページ番号を記載すること。

キ 提案内容はすべて実現可能なものとし、根拠も含めてできる限り具体的であること。なお、契約後に提案内容が実現できなくなった場合は、提案内容以外の方法で実現することとし、その費用は提案者が負担すること。

ク 次の項目については必ず記載すること。

① 業務の全体計画

② 業務の企画内容

集団セミナーのコンセプトや、構成（手段）及びそのターゲット・発信媒体・時期・回数等を、効率的かつ効果的な手段として選択した根拠（戦略）も含めて説明すること。また、目標達成のための各プロセスにおいて、達成度合いの計測と評価をするための指標を明確にすること。

③ 効果検証のための指標（とその調査方法）及び目標値

④ 業務の事業実施

事業実施のスケジュール及び業務実施体制（人数や役割、業務実施組織図のほか、必要に応じて担当者の経験年数、同種・類似業務等の経験の有無等を記載すること）

ケ 真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

(2) 企画提案書等の取扱い

ア 提出された企画提案書その他提案の必要書類及び制作物等（以下「企画提案書等」という。）は、本件手続きにおける契約の相手方の候補者の特定以外の目的では使用しない。

イ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

ウ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負うものとする。

2.8 審査方法

書類審査による一次審査と、プレゼンテーションによる二次審査で評価・採点を行い、合計得点の高い順から優先交渉権者および次点交渉権者を選定する。

(1)一次審査（書類審査）

一次審査は、別紙「審査実施要領」に基づき、企画提案書、見積価格について評価し、評価点（合計点 120 点）の上位 4 者を審査通過者とする。この時点で 5 位以下になったものは、非選定とする。なお、一次審査は、提案者が 2 者を超える場合のみ実施する。

(2)二次審査（プレゼンテーション審査）

一次審査を通過した者を対象にプレゼンテーションおよび質疑応答を実施し、別紙「審査実施要領」に基づき評価点を算出する。二次審査の配点は 120 点とする。

ア 実施日（予定）

令和 6 年 6 月 10 日（月）

会場や時間の詳細については、一次審査結果とともに、通過者に文書にて通知する。

イ 実施方法

- (ア) 出席者は1提案につき3名以内とする。
- (イ) 1応募者あたりの持ち時間は、40分（説明25分、質疑応答15分）とする。
- (ウ) 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配布は原則認めない。
- (エ) 大型ディスプレイ（HDMI ケーブル接続）等の使用を希望する場合は、企画提案書を提出する際に申し出ること。なお、パソコンは提案者が用意すること。また、機器の不具合等により、プレゼンテーションができない場合であっても、小松商工会議所は一切の責任を負えないため、提案者が機器を準備することも可とする。

エ 優先交渉権者の決定

二次審査で最高評価点を得た者を優先交渉権者とする。提案者が1者の場合および最高評価点獲得者が2者以上ある場合の受託候補者の選定は、別紙「審査実施要領」に沿って行う。

オ 最終審査結果通知

最終審査の結果は、参加者全員に対し、本人の結果のみを書面で通知する。なお、非選定となった事業者は、その理由について令和6年5月9日（木）までに書面（任意様式）を持参、郵送、メール又はFAXにより提出し、説明を求めることができる。また、参加表明のあった事業者名、審査結果（特定された候補者名、審査項目、配点及び各提案者の評点、審査会議事録）について、上記2.4.(2)イに記載の小松商工会議所ホームページにおいて公表を行う。

2.9 情報の公表および公開

(1) 基本方針

原則情報の公表及び公開を行うものとする。ただし、個人情報、及び法人その他の団体に関する情報を公にすることで法人等の事業活動上の正当な利益を害するものについては、非公開として取り扱う。

(2) 公表の内容、方法など

本件の募集に関する情報及び審査結果等は、上記2.4.(2)イに記載のホームページにおいて、適時公表を行うものとする。なお、公表期間は選定結果等公表の日から1年間とする。

2.10 スケジュール

日時	内容
令和 6 年 4 月 19 日 (金)	募集公告、ホームページへの掲載、実施要領の配布開始 参加資格に関する質問受付開始 企画提案に関する質問受付開始 ※参加資格及び企画提案に関する質問は都度回答を行う
4 月 26 日 (金)	参加資格に関する質問受付期限 (午後 5 時)
4 月 30 日 (火)	参加表明書提出期限 (午後 5 時)
5 月 7 日 (火)	参加資格確認結果の通知
5 月 8 日 (水)	企画提案に関する質問受付期限 (午後 5 時)
5 月 15 日 (水)	企画提案書提出期限 (午後 5 時)
5 月 20 日 (月)	プロポーザル審査会 (一次審査(書類審査) ※2 事業者以上応募があった場合)
5 月 27 日 (月)	一次審査結果の通知
5 月 31 日 (金)	一次審査結果に対する質問受付期限 (午後 5 時)
6 月 4 日 (火)	一次審査結果に対する質問への回答
6 月 10 日 (月)	プロポーザル審査会 (二次審査(プレゼンテーション審査))
6 月 17 日 (月)	プレゼンテーション審査に関する選定結果の通知
6 月 19 日 (水)	プレゼンテーション審査に対する質問受付期限 (午後 5 時)
6 月 26 日 (水)	プレゼンテーション審査に対する質問への回答

※上記の日程は、都合により変更する場合があります、その場合は、上記 2.4(2)イに記載の市ホームページにて周知するほか、本件参加事業者には個別連絡を行うこととする。

2.11 その他の留意事項

(1) 提出書類等の取扱い

ア 提案は、1 事業者につき 1 件とする。

イ 本件に関して提出された書類等 (以下「提出書類等」という。) は、原則、追加・変更を認めない。ただし、小松商工会議所が認めた場合はこの限りではなく、小松商工会議所は提出書類等の追加提出・変更を求めることができるものとする。

ウ 提出書類等は、理由の如何に関わらず返却は行わないものとする。

エ 提出書類等は、受託候補者特定の作業に必要な範囲で複製が行われるものとする。

オ 提出書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法 (平成 4 年法律第 51 号) に定める単位とする。

(2) 必要経費の負担

本件の参加に際して要した費用は、事業者の負担とする。

(3) 参加の辞退

本件の申込後に参加を辞退する場合は、速やかに上記 2.4.(1)の担当部署に電話連絡の上、参加辞退届（様式第 7 号）を作成し、当該担当部署に提出すること。

(4) 失格事項

以下に掲げるいずれかに該当することが判明した時点で、本件の参加を無効とする。

ア 上記2.3 の参加資格に記載した要件を満たしていない、又は受託候補者の特定までに当該要件を満たさなくなった場合

イ 提出書類等が提出期限後に到達した場合。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合にはこの限りではない。

ウ 提出書類等に著しい不備があった場合（必要事項が未記入のもの等）、又は提出書類等の内容、事業者からの回答・報告等に虚偽の記載又は内容があった場合

エ 書類の提出、回答・報告等、小松商工会議所の必要と認める事項を正当な理由なく拒否した場合

オ 参考見積書が提案上限額を超える又は参考見積書と内訳書の金額が一致しない場合

カ 談合その他の不正行為、審査の透明性・公平性を損なう行為があったと認められる場合

キ 上記事項に掲げるもののほか、適正な事務手続等ができないものと認められる場合

(5) 契約に関する事項

ア 本件は、当該事業の履行の手段や実施体制等を総合して最も優れた能力のある候補者を特定するものであり、提案された企画自体の採用及び契約の締結を担保するものではないことに留意し、参加すること。

イ 受託候補者を特定後、双方協議の上、事業の詳細についての仕様書及び契約金額を定めるものとする。

ウ 当該事業を実施する上で、小松商工会議所が提案する仕様の変更を余儀なくされる場合は、双方の協議により定めることができるものとする。

エ 受託候補者の特定以後に上記2.3 の参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合には、契約を締結しない場合があることに留意し、参加すること。

以上